時事新報

第千六百七十六號
明治二十年八月卅一日　水曜日
舊丁亥七月十三日（戊辰）
日出午前五時三十二分　日入午後六時二十九分
月出午後五時十七分　月入午前三時零五分
滿潮午前三時五十五分　午後四時二十六分
（西曆一千八百八十七年）

時事新報定價
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵税料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

行數	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

埃及事件と東歐事件との關係

近時歐洲に於て國際交渉の事件とも稱すべきもの二つあり一は埃及會議にして二は東歐事件即ち是なり埃及會議は土耳格政府と英國政府との其間に埃及の位置關係を釐定せんが爲め既にその條々を議決して一旦は兩國の批准交換を待つまでの順序に運びたりしに土耳格皇帝は突然にも其批准を允さゞりしに因り相手たる英國政府の驚愕容易ならず、電報の所報に從て其趣を推測するに歐洲列國に於て其利害を感ずるの形迹は亦さまざまあるが如し元來埃及には佛蘭西も英國と同じく共同管理の權利を有して埃及は恰も一身にして佛英土の三主人に仕へ均しく其歡心を得んことを勉めて困難を極むる最中近年に至りて佛國が其手を引きたるは偶然にも一主人を減じたる姿にて多少に安心を得たらんと思ひの外、國家全體の休戚よりして論ずれば英佛共同の分裂以來の兩國の間柄、兎角不折合にして相互に嫉妬の念を斷たず英國政府の計畫は毎々佛蘭西に妨げられて特に其迷惑を蒙むるものは埃及國民なれども更に之を其國の大不幸と謂ふ可きのみ今回英土兩國の政府間に成立さんとしたる條約書には如何なる箇條を含むものか未だ其報道に接せざれば之を知るに由なけれども埃及事件中の問題たる英兵引拂の方法期限も必ず重なる一箇條なる可し蓋し英國は漸を以て埃及占領の英兵を引揚るに不同意なければ差向き暫くの間は之を駐めて其國の秩序を維持すると要用なりと爲すものあれば佛蘭西現在の地位體面より言ふ時は英兵が一刻も早く埃及を引拂はんと其所望にして英土兩國の條約中に若しも佛蘭西の此體面に觸るゝ箇條もあらんならば佛國のこれに對して異議苦狀を挾むべきは怪むに足らざるなり倫敦駐在の土耳格公使より英國政府に送りたる書信に據れば土國政府が英土兩國の條約を拒みたるは佛露兩國の恐嚇を恐れたるが故なる由過日の倫敦電報にも見えたる如くなれば今日の佛蘭西が英國と反對の地位に立つの趣亦推して知るべきなり

次に東歐事件の葛藤を尋ぬるにバルガリヤ國の人民は今回新にフェルヂナンド公を國主に撰擧して公も亦其位に即くことを承諾し君民ともに異議なきものなりと雖も歐洲列國に於て都合よき返答れ有るや無しや、氣遣はしき處もありたるに最近の電報によれば英吉利、土耳格、墺地利、伊太利の四國はフェルヂナンド國主が云々の箇條約束を守るに於ては其選擧即位の有効なると承認すべしと通告したりと云へり然るに露國は獨り此事を嘲笑し居るとの報に因て推測するに露政府の底意は其撰擧即位に不承知を唱へてふきを妨害せんとするに在ること明に見る可し抑もバルガリヤ國は千八百七十八年の伯林列國會議に於て始めて其地位の定まりたるものにして伯林條約の第三條に據き此國の君主たるべき者は先づ之を民撰にして一應土耳格政府の認可を受け更に歐洲列國の同意を求むるに非ざれば位に即くを得ざるの制限なるがゆゑ縱令へ英土墺伊の諸國に於て不同意なきも東歐事件に利害直接の關係ある露西亞政府が斷然これに反對するに當りてはフェルヂナンド公も其即位を首尾よくすること能はざるべし然るに此反對の地位に立つものは獨り露國政府に止まらずして佛蘭西も亦同論ありと云へばバルガリヤ國の新君主は倍々以て困難を重ぬる次第にして之が爲め列國間に大破裂を來して歐洲の東部修羅場と變ずべきや否やの問題に至りては如何んとも豫言し難けれども斯く露佛の二強國が聯合してバルガリヤ國主の撰擧即位に反對することありとせば東歐事件も先づ容易に局形附かざるものと看て誤りなかるべきなり

埃及事件に關係の直接なるものは佛國たるが故に土耳格政府を恐嚇してかの英土條約の批准を妨げたるは由緣ある次第なれども露西亞は北方の建國にして阿弗利加の海岸に左まで利害のあるべしとも思はれず又今まで埃及事件の關係より見るも露國がこれぞと云ふ干渉の策を施したる形迹もなきに殊更に佛國と相結んで恐嚇の手段を用ひたるは其目的埃及の外に在るの反證として見る可きものならん又東歐事件の局面に當るべき國は露國を除きて土耳格はその主權を有し墺地利も又其境界を近うするに由り最も利害を感ずるを免れざれども佛國に取りては差當り無緣の事なれば今フェルヂナンド公の撰擧即位の如きは一も二もなく承諾して不都合なかるべきに態と露國に左袒して不同意の色を示すも其期する所の目的は東歐事件外に在ること推して知る可し即ち露國はバルガリヤを侵掠して東歐に其羽翼を伸さんとするの野心なれども一騎立ちにては英土其他の諸國に當る能はざるを察し、埃及事件を機會にして窃に佛國の援を假らんと欲し佛國も亦埃及に對する權力を恢復して英國に頡頏せんとするの目的なるが故に幸に東歐事件を利用して露國と相應ずるの計略ならんか方今歐洲の形勢を顧みるに露佛兩國の關係は非常に親密にして萬一佛獨開戰の時に至らば露國は必ず佛蘭西を助くるならんとの說もあり或は又露佛兩國の間には既に攻守同盟の議なりなど云ふに至りては容易ならざる風說なれ共其眞僞は暫らく措きまの兩國が互に連托して東歐埃及の兩問題を交る〲相援けて其間に自國の利益を計らんとするの方略は蔽ふ可からざるものならん此際獨逸の地位如何んと考ふるに此國は埃及にも關係なく又東歐にも利害尠く不偏中立の境に立つものなれども露國がバルガリヤを侵掠すれば墺地利は爲めに危險に近づき墺と獨と輔車脣齒の關係に於て獨逸は露國と反對の方向を執らざるべからず又獨逸佛蘭西の間柄に至りては讐敵も啻ならざる仲にして若しも佛國が埃及事件に英國の勢力を殺がんとあらば獨逸國は其裡に出でゝ英國を助くると必定なる可きに似たれども又退て考ふれば慮り深き獨國の政治家にして利害關係の淺泊なる東歐若しくは埃及事件の爭に無用の干渉を試みることある可しとも思はれず左れば此兩事件も今日の處に於ては一方に露佛相結び一方に英土相助くるまでに止まりて先づ容易に動くことなかる可しとは我輩の想像なれども暫らく爰に記してこれを將來の成行にトせんと欲するものなり

官報

○大藏省告示第百二十三號
德嶋國庫金出納所南濱出納支所ヲ本年九月六日ヨリ南濱村へ移ス
明治二十年八月卅日　大藏大臣伯爵松方正義

○私設燈臺燒失　秋田縣平民淺野喜助等の私設に係る羽後國南秋田郡戶賀港燈臺は去る十二日燒失に付き同日より點火せざる旨同縣より屆出でたり（遞信省）

○端島炭坑浸水の狀況　去る十二日長崎縣西彼杵郡高濱村端島炭坑々內浸水の報あり今該炭坑事務長及鑛山師等の申告に依り其狀況を記せんに當日正午十二時二十分頃坑夫等概ね喫飯のため坑口より直徑二十一間地下の一片盤に集り居る際轟然大砲を發したるに均しき響あり坑夫等は驚愕一方ならず皆先を爭ひて坑內を出で採坑の爲に入坑し居たる人員五十三名の內二十一名は漸く一命を全ふすることを得たれども殘り三十二名は此變災を免るゝ能はずして遂に今日に至るも其遺體を引揚ることさへ能はず目下坑內に滿ちたる濁水の引揚方に着手中なり元來坑內溜水の一時に暴出したるは該島に數箇所の舊坑ありて其新坑と相接しゐる場所に於て新舊兩坑間の炭壁俄然崩壞し爲に舊坑の溜水新坑に噴出し兩坑內に滿盈せしものにして今坑內の水量を概算するに凡そ十五六萬石に及ぶべし且平常坑內の出水は一日一萬石位なれば良好の喞筒を使用し之か汲水に二週間の時日を費さば遺體を發見するに至るべく當時專ら汲水中の趣同縣より報告ありたり（內務省）

（以上本年八月卅日官報）

雜報

○農事試驗　島根縣にては今度農業試驗の爲め一郡に五六名以內を限り籠手田知事の特選にて農事試驗委員を置き專ら農事を奬勵せしむる筈なりと

○銀鉛山採掘　岐阜縣下飛驒國吉城郡茂住及富山縣下越中上新川郡長谷の銀鉛山は此度三井物產會社にて開坑に着手し飛驒神岡鑛山の採鑛方に倣ひ目下準備中の由なるが追々盛大に開坑する筈なりと云ふ

○養蠶所を京都に設けんとす　京都は古來織物を以て其名高く殊に西陣織といへば同地特產の織物なることは誰も人も知る所なれば右織出しの工場も中々盛大なることなるが是等の織物に用ふる原絲は總て皆他國の供給を仰ぎ織物工業は收益上幾分の不利を蒙り居るは殘念なれとて今度同府下愛宕郡紫竹村に寄寓せる石川縣人佐久間某が發起人となり同府下に數箇所の養蠶所を設立して其供給に充てんとの企圖にて有志者と相談の上此頃京都を發足し上州地方へ養蠶實地見聞の爲め赴きたりと云ふ

○藍玉賣買の近況　藍玉は賣買上には古來頗る弊習のありしものにて往々奸商の染工を瞞着する事さへありたる由なるが近來は學理的の進步と共に染料の精粗を見分る事の著しく進みたるので例は瞞着手段も追々化の皮を顯はす事とはなりたり左れば近來德嶋縣下の藍玉市場は仲買人始め只管精巧品のみに着目して昨今頗る安物の販路を失ひたる有樣なれば本年新藍の市場に

上るに至らば價
にする所あるべ
○鷄卵の景況
底を生じ居るの
に注意するので
に付上等一貫目
といふ
○關西製茶直輸
事新報に記載せ
るも之れ即ち京都
本の不足なる等
を起さんとの計
しやに聞えしが
傾きありしも山
中ありし其內に
て合併するの場
該計畫の熱漸く
はざるべしとて
○株劵賣買　大
社の株劵は賣買
なり去る廿四日
たざりし翌廿五
ず九月限百二圓
錢又三十錢等な
りと云ふ
○神坂兩地に本
等畿內屈指の製
に比する時は製
るが斯く賣れ殘
茶會社の創立な
家は橫濱に向つ
茶荷輸出の際橫
直段幾分の高直
重もに神戶よ
外國人の何故
ゝ居るならんと
百斤に付き二十
荷物十七圓五十
の景況なりと
○協立學校　大
名の發起にて
置したる協立學
理の一科を設く
りと云ふ
○北海道の戶口
ば北海道廳管內
十八人內男十一
十五人外に管外
て合計三十一萬
四十五戶ありと
○外國人其債主
ゝ定まりし住居
ンあるもの從來
もありしよしな
吉氏は同人との
昨年來度々催促
も見えざりしが
よりさしもの